

1 6	受験番号シール貼付欄

第 2 問 答案用紙< 1 > (租 税 法)

問題 1

I 法人税額の計算

(単位：円)

当期純利益の額

665, 260, 745

加算すべき金額

減算すべき金額

(受取利息及び配当金等について)

・内国法人株式について

関連法人株式等

非支配目的株式等

上記以外の株式等について

・外国法人株式について

X社株式について

Y社株式について

(減価償却について)

4. 減価償却についての資料 (1)

事務所a

パソコンb

複写機c

4. 減価償却についての資料 (2)

特定生産性向上設備等(機械d)

で損金経理した減価償却の額

(役員給与)

取締役Aの役員給与について

(交際費等について)

6. 交際費等についての資料

(1)の交際費等の損金不算入額

(2)の交際費等について

交際費等の損金不算入額

仮払金の調整額

2 6	受験番号シール貼付欄

第 2 問 答案用紙<2> (租 税 法)

	加算すべき金額	減算すべき金額
(租税公課等について)		
(1) に対応する税務処理		67,930,300
(2) に対応する税務処理	971,157	
(3) に対応する税務処理	2,225,000	
(4) に対応する税務処理	289,700,600	
(5) に対応する税務処理	600,000	
(海外子会社取引関係)		
固定資産売却について	0	
(前期計上漏れの当期調整)		
前期売上計上漏れ		2,000,000
前期売上原価計上漏れ	1,800,000	
(その他の調整)
(法人税額の計算)		
所得金額	900,000,000	
法人税額	XXX,XXX,XXX	
外国税額控除額	580,770	
所得税額控除額及び復興特別所得税額控除額	941,157	
中間申告分の法人税額	XXX,XXX,XXX	
納付すべき法人税額	73,328,000	

(百円未満切捨て)

3 6	受験番号シール貼付欄

第 2 問 答案用紙<3> (租 税 法)

II 期末利益積立金及び期末資本金等の額の計算の一部

期末利益積立金額の計算				
区 分	期首現在 利益積立金額	当期の増減		期末利益積立金額 ①-②+③
		減	増	
	①	②	③	④
	円			円
		略		
資本金等の額 <small>(みなし配当に関するもの)</small>	0			△800,000

期末利益積立金額の計算				
区 分	期首現在 資本金等の額	当期の増減		期末資本金等の額 ①-②+③
		減	増	
	①	②	③	④
資本金又は出資金	400,000,000円			400,000,000円
		略		
自己株式 <small>(純資産の部にマイナス表示されたもの)</small>	0			△10,800,000
利益積立金額 <small>(みなし配当に関するもの)</small>	0			800,000

4 — 6	受験番号シール貼付欄

第 2 問 答案用紙<4> (租 税 法)

問 2

(単位：円)

[問]

1. 特定同族会社の判定割合

55.5

 %

(小数点第 1 位未満切捨て)

(例：65.27%の場合、65.2 %)

[問]

2. 当期留保金額

172,805,400

 円

[問]

3. 課税留保金額

74,058,000

 円

(千円未満切捨て)

5 6	受験番号シール貼付欄

第 2 問 答案用紙<5> (租 税 法)

問題 2

1. 所得金額の計算

総合課税

配当所得の金額			110,000
事業所得の金額	営業収入	21,060,000	
	減価償却費	△305,000	
	青色事業専従者給与	△2,400,000	
	その他の経費	△6,400,000	
	青色申告特別控除	△650,000	XXX,XXX,XXX
給与所得の金額			2,172,000
雑所得の金額			XXX,XXX,XXX
総所得金額			XXX,XXX,XXX

分離課税

土地建物の譲渡所得の金額			3,963,000
株式の譲渡所得の金額			970,000

2. 所得控除の計算

医療費控除			430,000
配偶者控除			0
扶養控除			630,000
その他			1,480,000

3. 税額計算

課税総所得金額に対する所得税額			3,670,260
土地建物の課税譲渡所得の金額に対する所得税額			594,450
株式の課税譲渡所得の金額に対する所得税額			145,500

4. 税額控除

配当控除			5,500
------	--	--	-------

6 6	受験番号シール貼付欄

第 2 問 答案用紙< 6 > (租 税 法)

問題 3

問 1

(単位：円)

[問] 1. 課税売上割合の計算

(1)	課税売上額	4,820,000,000			
(2)	免税売上額	450,000,000			
(3)	非課税売上額	106,650,000			
(3)	非課税売上額(有価証券等の譲渡対価の額の特例適用後)	108,250,000			
(4)	課税売上割合(分数)	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: none; padding: 0 10px;">5,270,000,000</td> <td style="border: none; padding: 0 10px;">/</td> <td style="border: none; padding: 0 10px;">5,378,250,000</td> </tr> </table>	5,270,000,000	/	5,378,250,000
5,270,000,000	/	5,378,250,000			

[問] 2. 課税仕入れ等に係る消費税額の計算

(1)	課税仕入れに係る消費税額のうち課税資産の譲渡等 にのみ要するもの	260,952,300
(2)	課税仕入れに係る消費税額のうちその他の資産の譲 渡等にのみ要するもの	113,400
(3)	課税仕入れに係る消費税額のうち課税資産の譲渡等 とその他の資産の上等に共通して要するもの	630,000

[問] 3. 課税標準額に対する消費税額

	303,660,000
--	-------------

[問] 4. 納付すべき消費税額の計算

(1)	控除対象仕入税額	261,569,700
(2)	貸倒れに係る税額	189,000
(3)	納付すべき消費税額	41,901,300

(百円未満切捨て)

問 2

(単位：円)

(1)	P社の納付すべき消費税額	14,502,600
(2)	S1社の納付すべき消費税額	18,207,000
(3)	S2社の納付すべき消費税額	882,000
(4)	S3社の納付すべき消費税額	617,400

(百円未満切捨て)

評点

第 2 問

全体講評

問題 1 は、例年通り、受取配当等の益金不算入、減価償却及び租税公課等が出題された。また、特定同族会社の留保金課税の論点は、受験生にとっては、難しかったと思われる。さらに、自己株式の別表五の一部を記載する論点も見慣れずに苦勞した受験生も多かったであろう。これら留保金課税及び自己株式の論点を除き、過去問及び復習をしっかりと行っていれば、十分解答できたと思われる。

問題 2 は、減価償却の論点については、悩まれた受験生もいたかもしれないが、その他の論点はオーソドックスな論点であり、十分解答可能だったと思われる。

問題 3 は、例年通りの問題形式に加え、仕入れ税額控除の様々なパターンを解かせる論点に加わった形となっていた。簡易課税制度は見慣れなかったかもしれないが、計算問題をしっかりと解いて試験に臨んでいけば、合格点は十分到達できたであろう。

なお、全体として年々ページ数が増加傾向にあり、ページの量の多さに圧倒されてしまう受験生も多かったかもしれないが、内容自体は一部の論点を除きオーソドックスな問題になっている。ページ数に因わず、冷静に個別論点を潰していけば、十分合格点は取れたであろう。

合格ライン

問題 1 の配点が 30 点として 20 点が合格確実、18 点がボーダーラインと思われる。

問題 2 の配点が 15 点として 10 点が合格確実、9 点がボーダーラインと思われる。

問題 3 の配点が 15 点として 10 点が合格確実、9 点がボーダーラインと思われる。

I CO フィードバック解説

問題 1

問 1

(税効果関係)

法人税等調整額：4,000,000円 (減・留)

(受取利息及び配当金等)

1. 受取配当等の益金不算入額

(1) 受取配当等の額

① 関連法人株式等 C 社株式：2,000,000円

② その他の株式等 B 社株式：1,000,000円 (保有比率 40% > 1/3、保有期間平成 26 年 12 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 < 6 ヶ月 ∴ 法令 22 の 3)

③ 非支配目的株式等 A 社株式：1,700,000円

④ 外国子会社株式 X 社株式：8,000,000円

⑤ 外国法人株式 Y 社株式：2,500,000円 (対象外)

(2) 控除負債利子の額：400,000円

(3) 受取配当等の益金不算入額

- ①関連法人株式等： $2,000,000 - 400,000 = 1,600,000$ 円
 ②その他の株式等： $1,000,000 \times 50\% = 500,000$ 円
 ③非支配目的株式等： $1,700,000 \times 20\% = 340,000$ 円
 \therefore ①+②+③= $2,440,000$ 円（減・社）
 (4) 外国子会社から受ける配当等の益金不算入額（X社株式）
 ④外国子会社株式等： $8,000,000 \times (8,000,000 \times 5\%) = 7,600,000$ 円（減・社）

(減価償却)

1. 事務所a（定額法）
 ・償却限度額： $(200,000,000 - 146,000,000) \times 0.025 \times 6/12 = 675,000$ 円
 \therefore 償却超過額： $(180,000,000 - 146,000,000) + 250,000 - 675,000 = 33,575,000$ 円（加・留）
2. パソコンb（一括償却資産）
 ・償却限度額： $180,000 \times 12/36 = 60,000$ 円
 \therefore 償却超過額： $120,000 - 60,000 = 60,000$ 円（加・留）
3. 複写機c（リース期間定額法）
 ・所有権移転外リース取引にかかるリース資産は、少額資産及び一括償却資産の対象外（法令133、同133の2）。
 ・償却限度額： $1,800,000 \times 6/60 = 180,000$ 円
 \therefore 償却超過額： $300,000 - 180,000 = 120,000$ 円（加・留）
4. 機械d（特定生産性向上設備）
 即時償却もしくは5%の税額控除が適用できるが、本問は「当期の法人税の額が最も少なくなるよう」にすべきであるから、即時償却を選択する。

(役員給与関係)

- ①定期同額給与（成果好調は臨時改訂事由に該当しない）
 $150,000 \times 4$ ヶ月= $600,000$ 円
 ②事前確定届出給与（届出通りの支給でない場合、全額否認）
 $700,000$ 円
 \therefore $600,000 + 700,000 = 1,300,000$ 円（加・社）

(交際費等関係)

- ①交際費等の損金不算入額
 $10,000,000 + 600,000 + 150,000 \times 50\% + (400,000 - 150,000) = 10,925,000$ 円（加・社）
 ②仮払交際費認定損 $400,000$ 円（減・留）

(租税公課等関係)

(1) 納税充当金支出事業税等： $67,930,300$ 円（減・留）

(2) について

(株式・出資)

・A社株式： $260,355$ 円

・B社株式

原則法 $204,200$ 円 $\times 4/12 (= 0.334) = 68,202$ 円

簡便法 $204,200$ 円 $\times 1/2 = 102,100$ 円

・C社株式

原則法 $408,400円 \times 9/12 (=0.75) = 306,300円$

簡便法 $408,400円 \times 1/2 = 204,200円$

∴原則法 : $260,355 + 68,202 + 306,300 = 634,857円$

簡便法 : $260,355 + 102,100 + 204,200 = 566,655円$ ∴634,857円

(公社債・その他)

$76,575 + 259,725 - 30,000 = 306,300円$

∴634,857 + 306,300 = 941,157円

(3)について

解答参照

(4)について

損金計上法人税 : 140,250,000円 (加・留)

損金計上住民税 : 29,296,000円 (加・留)

損金計上納税充当金 : 120,154,600円 (加・留)

(5)について

損金計上附帯税等 : 50,000円 (加・社)

損金計上事業所税 : 3,750,000 (加・留)

前期事業所税認容 : 3,200,000 (減・留)

※製造原価に算入された事業所税は調整不要

(海外子会社取引関係)

100%の完全子会社である海外子会社には、グループ税制の適用はない。

∴調整不要

(前期の申告調整)

前期申告書上において、200,000円の加算を行っているので、当期はこれを戻す処理が必要になる。

(外国税額控除関係)

・国外所得金額 : $8,000,000 \times 5\% + 2,500,000 - 470,000 = 2,430,000円$

・控除限度額

$215,100,000 \times 2,430,000 / 900,000,000 = 580,770円$

・控除額 : $625,000 > 580,770$ ∴580,770円

(自己株式の取得)

解答参照

問 2

[問] 1. $(1,400 + 500 + 100) / (4,000 - 400) \approx 55.5\%$

[問] 2. $234,100,000 - 47,800,000 - 2,103,200 - 7,791,400 + 14,400,000 - 18,000,000$
 $= 172,805,400円$

[問] 3. 留保控除額

- ① $(300,000,000 + 1,000,000) \times 40\% = 120,400,000$ 円
 ② $20,000,000 \times 12/12 = 20,000,000$ 円
 ③ $200,000,000 - 1,957,636,700 < 0$
 $\therefore 194,458,100 - 120,400,000 = 74,058,100$ 円

問題 2

1. 甲の各種所得金額の計算

(1) 事業所得の計算 (資料1)

① 減価償却費

- ・ パソコン (未処理のため通常償却)

$$150,000 \times 0.25 \times 8/12 = 25,000$$
円

- ・ 複写機

$$600,000 \times 0.200 \times 8/12 = 80,000$$
円

- ・ その他 200,000円

\therefore 合計 305,000円

② 青色事業専従者給与 2,400,000円

③ 収入について

- ・ 友人への貸付 75,000円・・・雑所得
- ・ 取引からの貸付金利息 60,000円・・・事業所得
- ・ 事業資金預金利息 5,000円・・・利子所得

\therefore 事業所得にかかる収入 $21,000,000 + 60,000 = 21,060,000$ 円

(2) 株式譲渡所得の計算 (資料2)

$$2,000,000 - (1,000,000 + 10,000 + 20,000) = 970,000$$
円

(3) 配当所得の計算 (資料2)

$$190,000 - 80,000 = 110,000$$
円

(4) 給与所得の計算 (資料3)

$$\text{給与収入 } 3,000,000 + 360,000 = 3,360,000 \text{円} \quad \therefore 2,172,000 \text{円}$$

(5) 譲渡所得 (資料4)

$$9,100,000 - 5,137,000 = 3,963,000 \text{円 (分離長期譲渡所得)}$$

(6) 総所得金額の計算

① 損益通算

- ・ 配当所得 : 110,000円
- ・ 事業所得 : $21,060,000 - (305,000 + 2,400,000 + 6,400,000 + 650,000) = 11,305,000$ 円
- ・ 給与所得 : 2,172,000円
- ・ 雑所得 : 75,000円

\therefore 合計 13,662,000円

② 所得控除

- ・ 医療費控除 $500,000 + 30,000 - 100,000 = 430,000$ 円
- ・ 扶養控除 長女(21歳) : 630,000円
- ・ その他 1,480,000円

\therefore 合計 2,540,000円

(7) 所得税額

- ・課税総所得金額： $(13,662,000 - 2,540,000) \times 33/100 = 3,670,260$ 円
- ・土地建物の課税譲渡所得に対する所得税額
 $3,963,000 \times 15/100 = 594,450$ 円
- ・株式の課税譲渡所得に対する所得税額
 $970,000 \times 15/100 = 145,500$ 円

(8) 配当控除

$$110,000 \times 5\% = 5,500 \text{ 円}$$

問題 3**問 1**

1. 課税売上割合

分母

$$\begin{aligned} \text{課税売上額} &: \{(5,472,000,000 - 450,000,000) + 21,600,000 + 162,000,000\} \times 100/108 \\ &= 4,820,000,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{非課税売上額} &: 2,250,000 + 104,400,000 + 32,000,000 \times 5\% (\text{消令} 48\text{⑤}) \\ &= 108,250,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

$$\therefore \text{分母の額} : 4,820,000,000 + 450,000,000 + 108,250,000 = 5,378,250,000 \text{ 円}$$

$$\text{分子の額} : 4,820,000,000 + 450,000,000 = 5,270,000,000 \text{ 円}$$

2. 課税仕入れ等に係る消費税額

- ・課税資産の譲渡等のみによするもの

$$(4,212,648,000 + 81,000,000 + 50,220,000 + 23,760,000 + 19,440,000 + 86,400,000) \times 6.3/108 = 260,952,300 \text{ 円}$$

- ・その他の資産の譲渡等のみによするもの

$$1,944,000 \times 6.3/108 = 113,400 \text{ 円}$$

- ・共通して要するもの

$$(1,944,000 + 8,856,000) \times 6.3/108 = 630,000 \text{ 円}$$

$$\therefore \text{計} 261,695,700 \text{ 円}$$

4. 課税標準額及び課税標準額に対する消費税額

- ・課税標準額：4,820,000,000 円

- ・課税標準額に対する消費税額： $4,820,000,000 \times 6.3\% = 303,660,000$ 円

5. 納付すべき消費税額

- ・控除対象仕入税額： $260,952,300 + 630,000 \times 98\% = 261,569,700$ 円

- ・貸倒れに係る税額： $3,240,000 \times 6.3/108 = 189,000$ 円

- ・納付すべき消費税額： $303,660,000 - 261,569,700 - 189,000 = 41,901,300$ 円

問 2

1. P 社

- ・課税標準に対する消費税額： $1,296,000,000 \times 100/108 \times 6.3\% = 75,600,000$ 円

- ・控除対象仕入税額：

$$(\text{個別}) 1,036,800,000 \times 6.3/108 + (10,800,000 \times 6.3/108) \times 98\% = 61,097,400 \text{ 円}$$

$$(\text{一括}) (1,048,248,000 \times 6.3/108) \times 98\% = 59,924,844 \text{ 円} \quad \therefore \text{個別}$$

- ・納付すべき消費税額： $75,600,000 - 61,097,400 = 14,502,600$ 円

2. S1社

- ・課税標準に対する消費税額： $486,000,000円 \times 100/108 \times 6.3\% = 28,350,000円$
- ・控除対象仕入税額(課税売上割合 $\geq 95\%$ かつ課税売上高 5 億円以下)：
(個別有利) $173,880,000円 \times 6.3/108 = 10,143,000円$
- ・納付すべき消費税額： $28,350,000 - 10,143,000 = 18,207,000円$

3. S2社(簡易課税制度適用)

- ・課税標準に対する消費税額： $75,600,000円 \times 100/108 \times 6.3\% = 4,410,000円$
- ・控除対象仕入税額： $4,410,000 \times 80\% = 3,528,000円$
- ・納付すべき消費税額： $4,410,000 - 3,528,000 = 882,000円$

4. S3社(簡易課税制度適用なし)(消37①)

- ・課税標準に対する消費税額： $48,600,000円 \times 100/108 \times 6.3\% = 2,835,000円$
- ・控除対象仕入税額
(個別) $34,020,000 \times 6.3/108 + 1,620,000 \times 6.3/108 \times 88\% = 2,067,660円$
(一括) $43,200,000 \times 6.3/108 \times 88\% = 2,217,600円$ ∴ 一括有利
- ・納付すべき消費税額： $2,835,000 - 2,217,600 = 617,400円$

以 上